

# 浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。

## 浄化槽の正しい使い方

- ・殺虫剤や酸・アルカリの強い洗剤は流さない。
- ・食用油を流さない。
- ・水に溶けないものは流さない。
- ・浄化槽の電源は切らないようにします。

【図表1】※標準保守点検回数

○単独処理浄化槽（し尿だけ処理する浄化槽）

| 処理方式<br>人 槽     | 分離ばっ気方式<br>分離接触<br>ばっ気方式 | 全ばっ気方式   | 腐敗方式     |
|-----------------|--------------------------|----------|----------|
| 20人以下           | 4か月に1回以上                 | 3か月に1回以上 | 6か月に1回以上 |
| 21人以上<br>300人以下 | 3か月に1回以上                 | 2か月に1回以上 |          |

○合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

| 処理方式<br>人 槽 | 分離接触ばっ気方式<br>嫌気ろ床接触ばっ気方式<br>脱窒ろ床接触ばっ気方式 |
|-------------|-----------------------------------------|
| 20人以下       | 4か月に1回以上                                |
| 21人以上50人以下  | 3か月に1回以上                                |

【図表2】※標準清掃回数

| 処理方式   | 回数       |
|--------|----------|
| 全ばっ気方式 | 6か月に1回以上 |
| その他の方式 | 1年に1回以上  |

浄化槽の使用にあたっては「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務があり、その記録は3年間保存するよう定められています。

## 「保守点検」

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、

良好な機能の維持をはかります。

## 「保守点検」の回数

浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定められています。

※「種類」の処理対象人数（人槽）は、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。

※「図表1参照」

## 「清掃」

浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

## 「清掃」の回数

清掃回数は浄化槽の種類によって異なります。

※「図表2参照」

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。



## 「法定検査」

### ■設置後の水質検査

（浄化槽法第7条）

浄化槽を使い始めてから6～8か月間以内に1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

### ■定期検査

（浄化槽法第11条）

年1回の定期検査です。浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

### ※検査の内容

- ・外観検査（設置状況・設備の稼働状態）
- ・水質検査（浄化槽の処理機能）
- ・書類検査（保守点検・清掃の記録）

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

## 【お問い合わせ先】

町民課生活環境係

（☎ 212453）

（有料広告）



司法書士法人 やまびこ事務所 長万部事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください



01377-6-7444

司法書士・行政書士 青沼千鶴

長万部町字長万部15番地61